

2011年11月28日

## 平成24年度税制改正における重点要望等について

民主党税制調査会

### 1. はじめに

租税特別措置・税負担軽減措置等は、税負担の公平の原則から見れば例外的措置であるが、特定の政策目的の実現のために経済活動を誘導する手段、経済政策の一つの道具として認知されてきた。

一方で、族議員の存在や時代の要請とのズレを指摘されたり、租税歳出であるにもかかわらず効果が不透明な措置が数多くあるとの指摘を受けてきた。

そのような観点から、民主党は政権交代以来、租特等の抜本的な見直しを行ってきたが、その方針は24年度税制改正についても引き続き堅持すべきである。そこで、重点要望等の策定及びその後の政府との協議に当たっての方針を以下の通り定めた。

- 一、歴史的使命を果たし終え、合理性を欠いた措置は、相応の決意をもって廃止・縮減しなければならない。効果が薄い措置も当然、廃止・縮減する。なお、昨年成立した租特透明化法により、平成24年度より順次データが出てくることで、より厳格な見直しが可能となる。
- 二、経済政策としての有効性（費用対効果）、特に雇用や経済成長に寄与する措置は、納税者の納得を得つつ、果断に実施する。また、震災復興等にかかる措置も同様とする。
- 三、補助金などの歳出との役割分担といった相当性についても積極的に検討を行う。

上記方針に基づき、今年度末までに期限が切れる租特等を中心に、適用実績が僅少か否か、政策効果が真に認められるかどうか、補助金などとの役割分担ができるのか、税制支援措置が適当なのか否か、延長が自己目的化していないか等について点検を行った。また、各部門に政策上必要な租特等の優先順位を示して欲しいと要請した。それら各部門の要望を踏まえ、税制調査会で議論を行った。

その結果、平成24年度改正に関し、政府税制調査会に対し、重点要望事項、検討を求める事項、その他今後とも継続して検討を行うべき事項、税制抜本改革の議論の際に取り扱う事項に層別し、以下の通り取りまとめた。

## 2. 重点要望事項

### ○震災対応

東日本大震災・原子力災害については、復興税特法第一弾、第二弾で対応を行ってきた。今後とも被災地の実情、復興状況を踏まえつつ、原子力災害対応をはじめ、必要な措置を適時適切に講じていくべきである。

### ○住宅関連税制

新規住宅購入層の中心となる世代の可処分所得も減少している中で、住宅取得にかかる家計の負担を軽減するとともに、高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転させることで、内需拡大等の経済社会の活性化を図るため、一定の税制支援措置を講ずるべきである。なお、その際には、優良な住宅ストックを形成する観点などについて考慮を行うべきである。

### ○沖縄振興

沖縄の魅力ある自然環境や東アジアの中心に位置する地理的優位性などを活かすことによって我が国経済社会の発展にも寄与する先駆的地域を形成するといった施策について、税制上の支援措置を講じるべきである。

### ○車体課税

自動車取得税・自動車重量税については廃止、抜本的な見直しを強く求める。

超円高・国際的な金融危機の下、産業空洞化を防ぎ、雇用を守る点で成長戦略にも資することを勘案すれば、早急に実施すべきである。

車体課税については、①道路特定財源がすでに廃止されている②地方ほど保有台数が多く家計の負担が大きい③地球温暖化など環境対策の必要性が高まっている④自動車取得税については消費税と二重の課税となっていることなどから、23年度税制改正大綱においても、簡素化、負担の軽減、グリーン化が求められている。

なお、見直しの際には地方財政へのしっかりと配慮を行うとともに、これまで手当されてきた環境関連施策にも留意すべきである。

### ○研究開発税制

新成長戦略の観点から、延長を行うべきである。ただし、適用実態を踏まえつつ、課税の公平性を担保する観点からも、より一層の国内での研究開発投資を促進する措置となるよう、検討するべきである。

### ○原料用途免税

安定的な設備投資を支援し、我が国産業の国際競争力を確保する観点から、今回期限を迎える原料用途免税については、十分な延長を行うべきである。また、23年度税制改正大綱を踏まえ、原料用途免税の恒久化・本則化に向けた検討を行うべきである。

## ○中小企業支援税制

生産性向上に不可欠な生産設備やIT化への投資の加速等を図る中小企業投資促進税制については、中小企業の実態にも配慮しつつ、延長を図るべきである。

中小企業は我が国経済の基盤かつ雇用の源泉である。中小企業の経済・消費活動の活性化を支援することは、地域経済活性化、我が国経済の成長に繋がる。

## ○社会保険診療報酬の特例等

事業税における社会保険診療報酬にかかる実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供する観点から、存続を求める。

社会保険診療報酬の所得計算の特例等について検討する際には、納税者の納得を得つつ、地域医療を支える小規模な診療所や経営的に厳しい環境におかれている歯科をはじめとする医療機関に配慮することを求める。なお、有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、政策目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うべきという趣旨の会計検査院の意見表示も参考にすべきである。

## ○トン数税制

トン数標準税制については、日本商船隊の競争力強化に向け、日本籍船を増加させるという計画の進捗状況等を点検しつつ、更なる経済安全保障確保の観点から、海上運送法改正を確実に進め、拡充すべきである。

## ○軽油引取税の課税免除の特例措置

農林漁業用の軽油、船舶・鉄道・建設機械等の動力用軽油にかかる軽油引取税の免税措置については、過去の経緯を十分に踏まえ、延長を行うべきである。

国や地方公共団体の業務に係るものについては、本則通り課税を図るべきとの議論もあるが、24年度改正においては延長を行うべきである。

## ○農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置

漁業については、A重油は操業にあたっての必需品であることを踏まえた対応を行うべきである。農業については、日本の豊かな食生活を維持するための必需品であるという観点も含め、総合的に検討しつつ、延長を行うべきである。

## ○山林相続税・贈与税の納税猶予制度

かつて「山持ち」と呼ばれた林業家の現状を踏まえ、日本の林業を守り、もって森林を涵養し国土を保全する観点、森林吸収源対策の観点から、路網整備の徹底といった政策目的実現のチェック体制の整備にも留意しつつ税制上の支援措置を講じるべきである。

## ○地球温暖化対策のための税

エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を総合的に実施していく観点から、平成23年税制改正法案で提案した通り、地球温暖化対策のための石油石炭税の課税の特例を設けるべきである。ただし、地球温暖化対策のための石油石炭税の課税の

特例導入の際には、上乗せされる税率にかかる農林漁業用の軽油を含め、所要の免税・還付措置を設けるべきである。併せて、燃料の生産・流通コストの削減や供給の安定化、物流・交通の省エネ化の方策や、過疎・寒冷地に配慮した支援策についても実施すべきである。また、地球温暖化対策に資する森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討すべきである。

○特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例

土地取引の活性化や土地の有効利用を実現するため、延長を行うべきである。

○JR三島特例・承継（JR三島・貨物）特例

地域経済や交通弱者の移動を支える地域の足を守る観点から、延長を行うべきである。なお、JR三島特例・承継（JR三島・貨物）特例については、今後の経営状況や株式上場なども勘案すべきである。

### 3. 検討を求める事項

○子どもに対する手当の所得制限世帯への対応

子どもに対する手当の所得制限世帯への対応については、税制上、財政上の措置を検討する必要がある。なお、税制上の措置については種々の問題があることを踏まえる必要がある。

○寄附税制

新しい公共を推進する観点から、寄附税制については、本年の制度改正の利用状況等を踏まえた上で、更なる拡充について検討を進めるべきである。

○海外投資等損失準備金制度

海外投資等損失準備金制度については、海外投資の実態も踏まえ検討した上で、延長を行うべきである。

○ホテル・旅館の建物にかかる固定資産評価

ホテル・旅館の建物にかかる固定資産評価については、実態調査を踏まえ検討の上、適切な見直しを進めるべきである。

○生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度

生活衛生業については、国民生活と密着し、その大半が零細事業者であることを勘案しつつ、協業化に向けた措置の必要性及び有効性の観点から見直しを求める。

○障害者自立支援法等改正に伴う税制上の措置

障害者自立支援法の改正に対応し、障害児の通園施設のための土地等に係る譲渡所得について特別控除の適用を受けられるよう検討の上、所要の税制上の措置を講

じるべきである。

○一般社団・財団が行う公益的事業に係る非課税措置

公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、特例民法法人から移行する非営利型一般社団・財団法人が設置する図書館・博物館・幼稚園について、各法人の財政状況や公益法人に移行しない事情を勘案した上で、税制上の支援措置を講じるべきである。

○P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却

適用実績がわずかであり、将来的な制度の利用見通しについて点検を行うべきである。

#### 4. その他今後とも継続して検討を行うべき事項

○納税環境整備

納税者の立場にたった納税環境整備に向け、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」の附則 106 条に基づき、引き続き取り組むべきである。また、過去 2 年間の税制改正大綱は、その判断に至った理由を詳述するなど、丁寧な語り口、記述をこころがけており、その精神は受け継いでいくべきである。

○酒税

平成 22 年度税制改正大綱で個別間接税については「健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制」という考え方も示されたが、酒税については健康の観点から重課されたたばこ税とは分けて考えるとともに、未成年者飲酒を防止する観点等も踏まえ、検討を行うこと。

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社が、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税・地方消費税の非課税措置

郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、引き続き所要の検討を行うべきである。

○固定資産税

住民や企業などの負担感に配意するとともに、地方財政の根幹をなす税目であることも踏まえ、不公平を生じさせている措置等の見直しを進めるべきである。

○航空機燃料税

航空機燃料税の水準のあり方については、今後の空港整備のあり方等、空港整備勘定の枠組みの見直し等を進めていく中で、検討すべきである。

## ○公的年金等控除・老年者控除

現役世代と課税最低限について比較考慮をし、検討を行うべきである。なお、「マニフェストの中間検証」(本年 8 月)においては、「配偶者控除圧縮を前提としており、未実施のため未着手」とされている。

## ○国際連帯税

国際金融危機、貧困問題、環境問題など、地球規模の問題への対応の一つとして議論されている国際連帯税については、使途のあり方も含め今後さらに検討を深めることを求める。

以上、本要望を踏まえ、政府税制調査会は党税制調査会と調整を行いつつ速やかに平成 24 年度税制改正案を作成することを求めるものである。

なお、責任ある与党として、歳入の確保も同時にしっかりと行っていくことも求める。平成 23 年税制改正でも提案したが、所得・資産などを見直すことで、財源調達機能・所得再分配機能の回復、課税の適正化を目指すべきである。

### ※税制抜本改革の議論の際に取り扱う事項

なお、以下の事項については、税制抜本改革の議論の際に取り扱う。

## ○たばこ税

## ○酒税

## ○消費税（住宅、社会保険診療報酬等）

## ○地方消費税

## ○法人事業税（地方法人特別税）

## ○印紙税

以上